

4. 住民等に対する取組

4-1 住民等の環境保全への取組促進のための施策

(1) 住民等の取組促進のための実施施策（問9）

【全体的な傾向】

取組の進んでいる施策領域

- 住民の環境保全への取組促進のために行っている施策の23項目について、取組の進んでいる領域は、全体的にみると、廃棄物関連やグリーン購入などの環境負荷の低減が中心であるが、自然環境重視や汚染防止も少なくない（図表3-41）。

施策手法別の取組状況

- 住民の環境保全への取組促進のために行っている施策の23項目について、手法別にみると、最も多く実施されているのは「普及・啓発」（平均実施率46.2%）である。これに対して、「支援・誘導」（同11.0%）と「規制的手法」（同4.6%）の実施率は高くない（図表3-41）。
- 「規制的手法」では、『ごみのポイ捨てを禁止』（34.9%）が主であり、「支援・誘導」では、『コンポストの購入』（68.7%）、『合併処理浄化槽の設置』（65.5%）の割合が高い。
- 「普及・啓発」については、『野外焼却の禁止』（78.5%）を筆頭に、『リユース活動』（70.0%）、『リデュース活動』（68.9%）、『リサイクル活動』（66.9%）、『簡易包装・買い物袋持参』（66.9%）、『ゴミのポイ捨てを禁止』（64.7%）などが積極的に取り組まれている。

図表3-41 住民の環境保全への取組促進のための実施施策（全体）

(%)

取組項目	規制的手法	支援・誘導	普及・啓発
(1) ゴミのポイ捨てを禁止	34.9	3.4	64.7
(2) 観光・余暇活動の際の自然破壊の防止	2.4	1.3	36.6
(3) 余暇における自然とのふれあい	0.2	3.0	33.7
(4) リデュース活動	3.7	6.9	68.9
(5) リユース活動	2.8	6.3	70.0
(6) リサイクル活動	5.7	29.4	66.9
(7) リサイクル商品の購入	0.5	2.9	51.4
(8) エコマーク商品の購入	0.3	0.9	57.4
(9) 省エネ型家電の購入	0.1	0.6	41.2
(10) 環境配慮型商品の購入	0.4	1.2	44.9
(11) 簡易包装・買い物袋の持参	0.3	8.1	66.9
(12) 節水の促進	0.3	1.5	63.1
(13) 洗剤使用の適正化	0.7	1.0	43.6
(14) コンポストの購入	10.6	68.7	19.9
(15) 野外焼却の禁止	16.9	3.7	78.5
(16) 合併処理浄化槽の個人設置	15.5	65.5	21.4
(17) 地域や住宅の緑化・美化活動	5.0	23.2	45.1
(18) 太陽熱温水器・太陽光発電システムの設置	1.1	12.4	23.7
(19) 住宅の高気密化・高断熱化	0.1	0.8	14.1
(20) 公共交通機関の利用	0.2	5.3	36.9
(21) アイドリングの禁止	2.7	0.6	57.4
(22) 低公害車の導入	0.7	4.0	34.9
(23) 環境NPOへの活動参加	0.2	3.0	20.5
n = 2,101 手法別平均実施率	4.6	11.0	46.2

(注) 網掛けは各手法別に平均実施率以上を示す。

【基本属性別の特徴】

- 全体の平均実施率 4.6%の「規制的手法」について、基本属性別にみると、都道府県と政令指定都市では実施していない項目が多い。その中で、都道府県では『野外焼却の禁止』(42.6%)と『ゴミのポイ捨てを禁止』(38.3%)の実施率が高い。政令指定都市では『ゴミのポイ捨てを禁止』(84.6%)と『野外焼却の禁止』(61.5%)が多い。市区町村の実施率は全体に低いが、『ゴミのポイ捨てを禁止』(34.5%)は比較的高い(図表 3-42)。
- 平均実施率 11.0%の「支援・誘導」では、「規制的手法」より実施率は高く、『合併処理浄化槽の設置』(都道府県 87.2%、政令指定都市 76.9%、市区町村 64.9%)が特に高い。さらに政令指定都市では『リサイクル活動』(76.9%)や『コンポストの購入』(76.9%)も高い。市区町村では、『コンポストの購入』と『合併処理浄化槽の設置』以外の実施率は低い(図表 3-43)。
- 「普及・啓発」は全体の平均実施率が 46.2%と高いが、都道府県と政令指定都市では自然保護、省エネ、大気汚染、水質汚濁、廃棄物削減、グリーン購入など全項目の実施率が非常に高く、おおむね 8 割以上となっている。特に、政令都市ではリサイクル、省エネや環境配慮型商品の購入、買い物袋の持参、および公共交通機関の利用では全団体が実施している。市区町村でも全体的に実施率は高いが、特に『野外焼却の禁止』(78.5%)や廃棄物対策(約 7 割)が多い(図表 3-44)。

図表 3-42 住民の取組促進のための「規制的手法」の実施策(基本属性別)

取 組 項 目	(%)		
	都道府県 n = 47	政令都市 n = 13	市区町村 n = 2,041
(1) ゴミのポイ捨てを禁止	38.3	84.6	34.5
(2) 観光・余暇活動の際の自然破壊の防止	19.1	0.0	2.1
(3) 余暇における自然とのふれあい	2.1	0.0	0.1
(4) リデュース活動	4.3	7.7	3.6
(5) リユース活動	4.3	7.7	2.7
(6) リサイクル活動	4.3	7.7	5.7
(7) リサイクル商品の購入	4.3	0.0	0.4
(8) エコマーク商品の購入	0.0	0.0	0.3
(9) 省エネ型家電の購入	0.0	0.0	0.1
(10) 環境配慮型商品の購入	4.3	7.7	0.3
(11) 簡易包装・買い物袋の持参	0.0	0.0	0.3
(12) 節水の促進	0.0	7.7	0.2
(13) 洗剤使用の適正化	4.3	7.7	0.6
(14) コンポストの購入	0.0	0.0	10.9
(15) 野外焼却の禁止	42.6	61.5	16.1
(16) 合併処理浄化槽の個人設置	4.3	23.1	15.7
(17) 地域や住宅の緑化・美化活動	10.6	7.7	4.8
(18) 太陽熱温水器・太陽光発電システムの設置	0.0	0.0	1.2
(19) 住宅の高気密化・高断熱化	0.0	0.0	0.1
(20) 公共交通機関の利用	0.0	0.0	0.2
(21) アイドリングの禁止	31.9	23.1	1.9
(22) 低公害車の導入	6.4	15.4	0.4
(23) 環境NPOへの活動参加	2.1	0.0	0.1

(注) 網掛けは実施率40%以上を示す。

図表 3-43 住民の取組促進のための「支援・誘導」の実施策（基本属性別）

取組項目	（％）		
	都道府県 n = 47	政令都市 n = 13	市区町村 n = 2,041
(1) ゴミのポイ捨てを禁止	8.5	15.4	3.2
(2) 観光・余暇活動の際の自然破壊の防止	8.5	15.4	1.1
(3) 余暇における自然とのふれあい	14.9	7.7	2.7
(4) リデュース活動	12.8	46.2	6.5
(5) リユース活動	12.8	53.8	5.9
(6) リサイクル活動	17.0	76.9	29.3
(7) リサイクル商品の購入	8.5	30.8	2.5
(8) エコマーク商品の購入	2.1	0.0	0.8
(9) 省エネ型家電の購入	4.3	7.7	0.5
(10) 環境配慮型商品の購入	6.4	0.0	1.1
(11) 簡易包装・買い物袋の持参	12.8	30.8	7.9
(12) 節水の促進	4.3	15.4	1.3
(13) 洗剤使用の適正化	0.0	0.0	1.0
(14) コンポストの購入	6.4	76.9	70.1
(15) 野外焼却の禁止	0.0	7.7	3.7
(16) 合併処理浄化槽の個人設置	87.2	76.9	64.9
(17) 地域や住宅の緑化・美化活動	25.5	53.8	23.0
(18) 太陽熱温水器・太陽光発電システムの設置	29.8	38.5	11.9
(19) 住宅の高気密化・高断熱化	14.9	0.0	0.5
(20) 公共交通機関の利用	17.0	38.5	4.9
(21) アイドリングの禁止	0.0	7.7	0.5
(22) 低公害車の導入	27.7	46.2	3.2
(23) 環境NPOへの活動参加	29.8	30.8	2.3

(注) 網掛けは実施率40%以上を示す。

図表 3-44 住民の取組促進のための「普及・啓発」の実施策（基本属性別）

取組項目	（％）		
	都道府県 n = 47	政令都市 n = 13	市区町村 n = 2,041
(1) ゴミのポイ捨てを禁止	87.2	76.9	64.1
(2) 観光・余暇活動の際の自然破壊の防止	76.6	53.8	35.6
(3) 余暇における自然とのふれあい	85.1	92.3	32.1
(4) リデュース活動	93.6	92.3	68.2
(5) リユース活動	93.6	92.3	69.3
(6) リサイクル活動	93.6	92.3	66.1
(7) リサイクル商品の購入	89.4	100.0	50.2
(8) エコマーク商品の購入	95.7	92.3	56.3
(9) 省エネ型家電の購入	97.9	100.0	39.5
(10) 環境配慮型商品の購入	95.7	100.0	43.4
(11) 簡易包装・買い物袋の持参	95.7	100.0	66.0
(12) 節水の促進	93.6	92.3	62.2
(13) 洗剤使用の適正化	83.0	84.6	42.4
(14) コンポストの購入	51.1	69.2	18.9
(15) 野外焼却の禁止	80.9	69.2	78.5
(16) 合併処理浄化槽の個人設置	70.2	61.5	20.0
(17) 地域や住宅の緑化・美化活動	95.7	76.9	43.8
(18) 太陽熱温水器・太陽光発電システムの設置	89.4	92.3	21.7
(19) 住宅の高気密化・高断熱化	59.6	69.2	12.7
(20) 公共交通機関の利用	97.9	100.0	35.1
(21) アイドリングの禁止	93.6	84.6	56.3
(22) 低公害車の導入	89.4	84.6	33.3
(23) 環境NPOへの活動参加	57.4	76.9	19.3

(注) 網掛けは実施率40%以上を示す。

【市区町村の属性別の特徴】

- 市区町村における住民の環境保全への取組促進のための施策実施状況をみると、いずれの施策項目、いずれの施策手法についても、一般的に人口規模が大きくなるほど実施率は高くなる傾向がある。ここでは、平均実施率の高い「普及・啓発」について、施策項目ごとに人口規模の違いによる実施率の変化を分析する（図表 3-45）
- 全ての人口規模において実施率が 40%を越す項目は、廃棄物対策関連や省エネ、環境配慮型商品の購入、節水、野外焼却の禁止ならびにアイドリング禁止である。これらは、おおむね人口規模の増加とともに実施率は上昇しており、特に「10万人未満」と「10万人以上」を比較すると、10ポイント前後の差がある。
- 『太陽熱発電の設置』や『住宅の高気密化』の住宅関連と、『公共交通機関の利用』や『低公害車の導入』の都市交通関連については、「1万人未満」と「10万人以上」では実施率に約3倍の差がある。
- 『環境NPOへの活動参加』については、「10万人以上」の実施率は43.5%と比較的高い。

図表 3-45 市区町村における住民の取組促進のための「普及・啓発」の実施状況（人口別）

(%)

取 組 項 目	1万人 未満	1~3万人 未満	3~5万人 未満	5~10万人 未満	10万人 以上
(1) ゴミのポイ捨てを禁止	66.3	62.0	64.6	58.7	65.7
(2) 観光・余暇活動の際の自然破壊の防止	34.2	33.4	39.1	36.5	44.9
(3) 余暇における自然とのふれあい	26.3	27.4	40.6	39.7	55.6
(4) リデュース活動	58.6	68.6	77.1	80.4	88.4
(5) リユース活動	59.5	69.4	81.3	82.0	88.4
(6) リサイクル活動	65.1	64.7	65.6	66.1	76.3
(7) リサイクル商品の購入	41.6	46.2	56.3	59.3	82.6
(8) エコマーク商品の購入	48.9	51.2	66.1	66.7	82.1
(9) 省エネ型家電の購入	30.8	33.3	47.4	50.3	75.4
(10) 環境配慮型商品の購入	33.6	37.5	53.6	55.6	79.7
(11) 簡易包装・買い物袋の持参	56.3	65.1	74.0	82.0	88.9
(12) 節水の促進	54.7	56.9	70.8	75.7	88.4
(13) 洗剤使用の適正化	31.8	40.0	47.9	60.8	71.0
(14) コンポストの購入	15.5	17.4	21.4	20.6	31.9
(15) 野外焼却の禁止	78.7	79.6	81.8	78.3	72.0
(16) 合併処理浄化槽の個人設置	16.4	20.4	25.0	22.2	27.1
(17) 地域や住宅の緑化・美化活動	38.4	41.5	46.4	52.9	61.4
(18) 太陽熱温水器・太陽光発電システムの設置	15.4	18.2	29.2	30.7	43.5
(19) 住宅の高気密化・高断熱化	9.5	9.9	15.6	16.4	28.5
(20) 公共交通機関の利用	21.7	30.1	45.3	52.9	78.3
(21) アイドリングの禁止	46.2	52.8	67.2	70.4	84.5
(22) 低公害車の導入	23.6	28.1	42.2	48.7	66.2
(23) 環境NPOへの活動参加	12.6	15.2	29.7	25.4	43.5

(注) 網掛けは実施率 40%以上を示す。

(2) ゴみの分別回収の状況 (問 10 : 市区町村のみ)

【全体的な傾向】

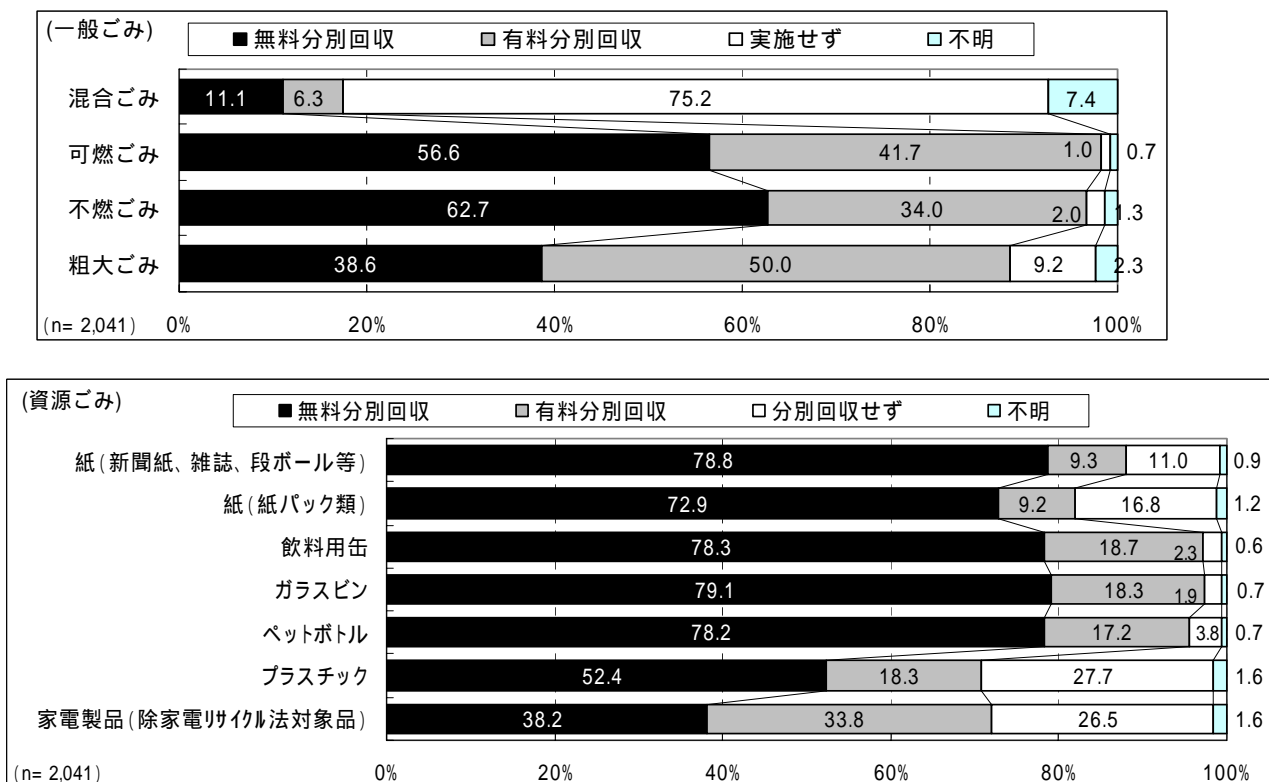
一般ごみ

- 市区町村における一般ごみの回収において、『混合ごみ』の分別回収(無料回収 11.1%、有料回収 6.3% : 計 17.4%) は 2 割未満とあまり行われていない(図表 3-46)。
- しかし、『可燃ごみ』と『不燃ごみ』については、ほぼ全団体が分別回収され、無料回収(それぞれ 56.6%、62.7%)が約 6 割、有料回収(同 41.7%、34.0%)が 3 ~ 4 割の割合である。
- 『粗大ごみ』では、無料回収(38.6%)と有料回収(50.0%)がそれぞれ 3 割以上で、9 割に近い団体(88.6%)で分別回収が実施されている。

資源ごみ

- 資源ごみの回収については、『紙(新聞紙等)』『紙(紙パック類)』『飲料用缶』『ガラスビン』『ペットボトル』では 8 ~ 9 割の団体が分別回収を行っており、7 割以上が無料回収(それぞれ 78.8%、72.9%、78.3%、79.1%、78.2%)である(図表 3-46)。
- しかし、『プラスチック』を資源ごみとして無料分別回収を実施する団体は比較的少なく、5 割以上(52.4%)で、有料回収(18.3%)と合わせて 7 割(70.7%)である。
- 家電リサイクル法対象品を除く家電製品は 7 割(無料回収 38.2%、有料回収 33.8% : 計 72.0%)を超えるが、3 割弱は分別回収されていない。

図表 3-46 ゴみの分別回収の状況(市区町村のみ : 全体)



【市区町村の属性別の特徴】

- 一般ごみについては、「可燃ごみ」と「不燃ごみ」では人口規模に関係なく有料回収よりも無料回収の方が多いが、人口規模が大きくなるにつれて無料回収の割合は増え、逆に規模が小さくなるにつれ有料回収の割合が増える。これに対し、「粗大ごみ」では無料回収と有料回収の比率の差はあまり大きくないものの、人口規模の増加とともに有料回収の割合が増える傾向にある（図表3-47）。
- 資源ごみについては、いずれにおいても、人口規模に関係なく無料回収をする団体（プラスチックと家電製品を除いて6割以上）が有料回収の団体よりもかなり多い。
- 一方、いずれの資源ごみにおいても、人口規模が大きくなるにつれて無料回収の割合は増える。「10万人以上」の団体では、プラスチックと家電製品以外は90%前後が無料回収（プラスチック61.4%、家電製品49.3%）となっている。

図表3-47 市区町村におけるごみの分別回収の状況（人口別）

〔一般ごみ〕

(%)

人口規模	混合ごみ		可燃ごみ		不燃ごみ		粗大ごみ	
	無料回収	有料回収	無料回収	有料回収	無料回収	有料回収	無料回収	有料回収
1万人未満	12.8	9.1	46.5	51.5	53.3	43.3	39.5	47.9
1~3万人未満	9.0	5.9	54.3	43.8	63.0	33.1	40.6	47.0
3~5万人未満	9.4	5.2	59.4	39.6	66.7	31.8	42.7	45.8
5~10万人未満	10.1	1.1	76.7	22.8	77.2	20.6	33.3	58.2
10万人以上	12.1	1.4	84.5	14.5	85.0	11.6	31.4	62.8

〔資源ごみ〕

(%)

人口規模	紙(新聞紙、雑誌、段ボール等)		紙(紙パック類)		飲料用缶		ガラスビン	
	無料回収	有料回収	無料回収	有料回収	無料回収	有料回収	無料回収	有料回収
1万人未満	72.9	13.8	67.1	13.5	70.0	26.5	71.3	25.7
1~3万人未満	80.4	9.4	73.2	9.4	77.9	18.7	78.4	17.9
3~5万人未満	83.9	5.2	76.0	5.7	84.4	14.1	84.9	14.1
5~10万人未満	82.5	2.1	79.9	1.6	91.5	6.3	91.5	7.4
10万人以上	90.8	0.0	86.5	0.0	96.6	1.9	97.1	1.9

人口規模	ペットボトル		プラスチック		家電製品 (除家電リサイクル法対象品)	
	無料回収	無料回収	有料回収	無料回収	有料回収	有料回収
1万人未満	70.1	24.4	48.5	24.6	32.5	39.7
1~3万人未満	79.1	17.1	51.5	17.6	38.1	32.8
3~5万人未満	83.9	14.1	55.7	18.8	43.2	31.8
5~10万人未満	89.4	5.3	61.9	6.3	47.1	21.7
10万人以上	95.2	1.4	61.4	4.3	49.3	25.1

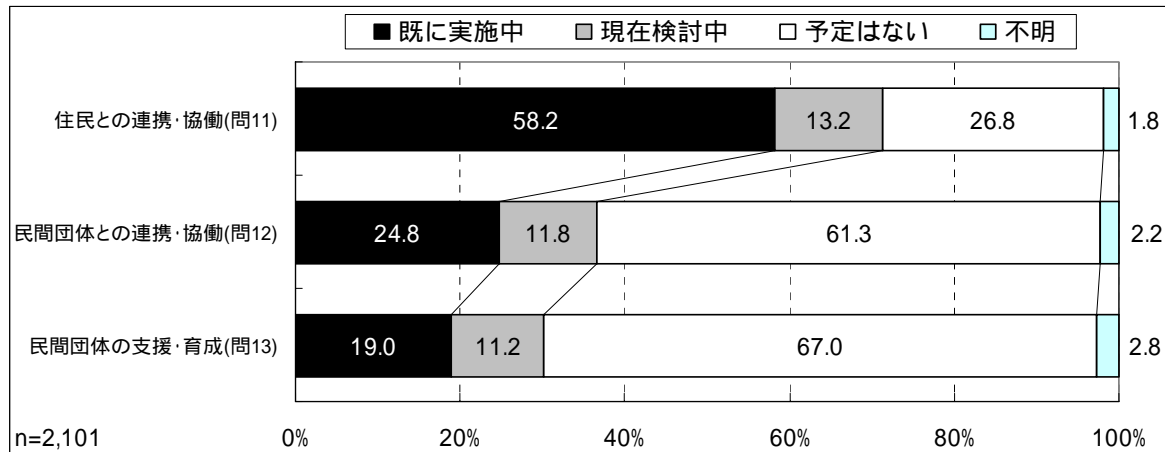
(注) 網掛けは各ゴミの無料回収・有料回収において、最も比率の高い人口規模別を示す。

4-2 住民や民間団体との連携・協働

【住民や民間団体との連携・協働に関する全体的な特徴】

- 全体的にみると、地方公共団体による住民との連携・協働は比較的進んでいるが、民間団体（環境NPOなど）との連携・協働や支援・育成は必ずしも進んではいない（図表 3-48）。

図表 3-48 住民や民間団体との連携・協働や支援・育成の取組状況（全体）



(1) 住民との連携・協働の実施状況（問 11）

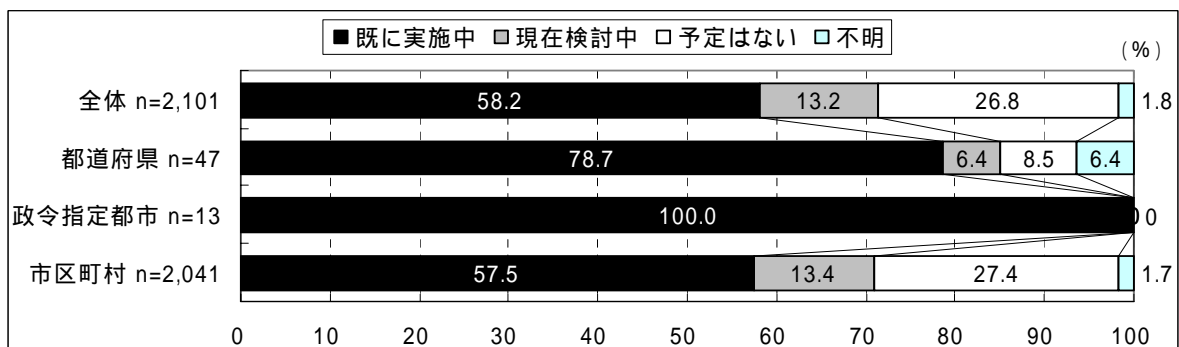
【全体的な傾向】

- 全体では、住民との連携・協働（環境フェア、街頭美化運動、リサイクル運動、環境学習等）の取組については、「既に実施中」（58.2%）の団体は半数を超え、「現在検討中」（13.2%）を加えると、7割（71.4%）を超す（図表 3-49）。

【基本属性別の特徴】

- 住民との連携・協働について、都道府県では「既に実施中」（78.7%）が約8割であり、政令指定都市ではすべての市が取り組んでいる（図表 3-49）。
- 市区町村においては、「既に実施中」（57.5%）は約6割で、「現在検討中」（13.4%）を加えると約7割（70.9%）となる。

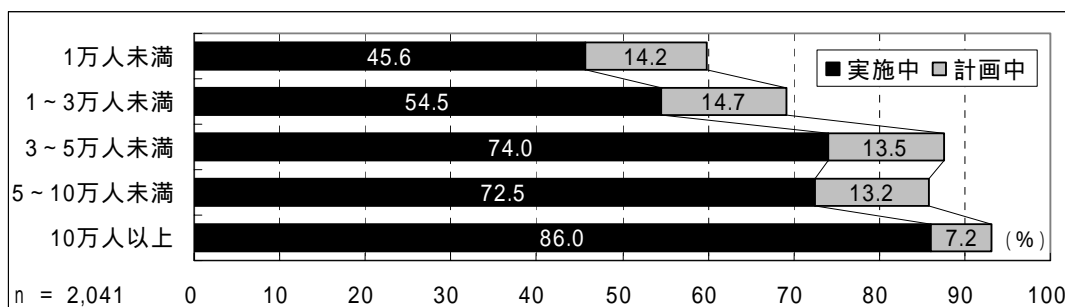
図表 3-49 住民との連携・協働の実施状況（全体 + 基本属性）



【市区町村の属性別の特徴】

- 市区町村における住民との連携・協働の実施状況を人口規模別にみると、規模が大きくなるに従いその実施率も上昇する傾向にある。「1万人未満」(45.6%)の4割強に対して、「10万人以上」(86.0%)では約2倍の差異がある(図表3-50)

図表3-50 市区町村における住民との連携・協働の実施状況(人口別)



(2)住民との連携・協働の具体的事例(問11-1:自由記述)

【都道府県の特徴】

- 住民などとの環境保全活動の連携・協働活動について、37都道府県から具体的な実施内容の回答があった。
- 全体的に地域特性に応じた河川・湖沼・道路の美化・清掃活動(アドプト・プログラム)があげられる。例えば、「みやぎスマイルロード・プログラム」「やまがた道路美化ボランティア」「環境美化統一キャンペーン(静岡県)」「あいちクリーンキャンペーン」「クリーンアップならキャンペーン」「ふるさと美化活動(佐賀県)」「ゴミゼロながさき実践計画」「ごみゼロおおい推進隊」などがある。水質保全活動では、「美しい山形・最上川フォーラム」「児島湖流域清掃大作戦(岡山県)」「くまもと・みんなの川と海づくり県民運動」などがある。
- 都道府県の住民との連携・協働におけるもう一つの特徴は、環境教育・学習の充実である。例えば、和歌山県の環境アドバイザー派遣(学校対象)や、愛媛県では、住民環境学習会に講師を派遣、「環境塾(岐阜県)」「県政出前講座(茨城県)」「夏休みリサイクル親子探検隊(福岡県)」などがある。また、福島県では、環境保全推進員を養成・認定するための環境学習や、鹿児島県「県民運動推進員」や栃木県「エコサポーター制度」では、地域の環境保全活動を活性化するために地域住民から公募、委嘱を行っている。
- ユニークな取組としては、神奈川県が県民からの相談に対応する「環境情報コーディネーター」の設置や、京都府の環境にやさしい取組をする人なら誰でも会員になれる「京都エコクラブ」事業がある。

【政令指定都市の特徴】

- 住民との連携・協働については、13政令指定都市の全てから回答があった。平成13年度調査時点から大きな変化はなく、環境フェアなどにおけるゴミゼロキャンペーンや市内一斉清掃・美化などが中心となっている。福岡市の周辺自治体や韓国の釜山広域市とも連携した「ラブアース・クリーンアップ」は代表例である。神戸市の「エコタウンまちづくり」ではできるだけ

環境負荷が少ない生活を目指している。また横浜市や大阪市では、地域環境フェアにおいて各区役所が独自の取組を行っている。

- ユニークな取組としては、ポイ捨てごみ調査（仙台市）、学生環境ボランティアの開催（横浜市）、太陽光発電の普及啓発（川崎市）、樹林地の下草刈り等里山保全活動（川崎市）、出前環境講座の実施（広島市）などがある。

【東京 23 区の特徴】

- 回答のあった東京 21 区における住民との連携・協働は、政令指定都市同様に環境フェアやごみ・清掃の美化活動、リサイクル推進活動が中心である。特に千代田区の路上喫煙禁止条例をはじめ多くの区で喫煙に関するキャンペーンが活発である。
- 環境学習の取組では、「学校出前講座」（文京区）や「環境学習連続講座」（台東区）などがある。

【市町村の特徴】

- 市町村の多くは、住民や住民団体との環境保全活動の連携・協働活動として、環境フェア、リサイクル事業、河川・海岸・街頭清掃、フリーマーケットなどを実施している。この傾向は平成 13 年度調査と変わらない。
- ユニークな取組としては次のようなものがあげられる。空きカン・空きビン回収キャンペーン、エコライフモニター事業、地域ボランティアによる不法投棄現場の回収清掃、公募市民による実行委員会形式の環境シンポジウム、EM 菌を使った河川浄化、ボランティア団体と共同の川のぼり水生生物観察、環境ボランティア活動に対する用品用具等の支援（アダプトプログラム）、有価物回収への報奨金支給などがある。

(3) 環境NPO等との連携・協働の実施状況 (問 12)

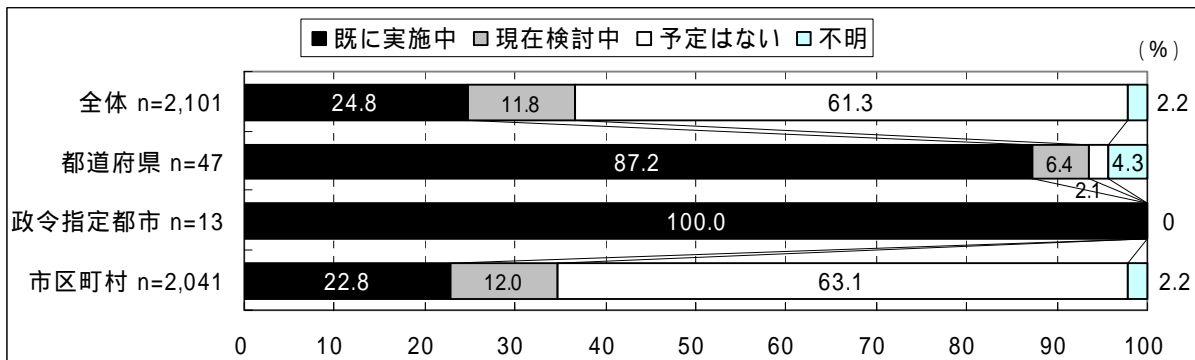
【全体的な傾向】

- 全体では、環境NPO等との連携・協働（環境フェア、街頭美化運動、リサイクル運動、環境学習等）について、「既に実施中」（24.8％）の団体は約2割で、「現在検討中」（11.8％）を加えると3割強（36.6％）となる（図表3-51）。

【基本属性別の特徴】

- 環境NPO等との連携・協働について、都道府県で「既に実施中」が87.2％、政令指定都市ではすべての都市で実施しており、取組はかなり進んでいる（図表3-51）。
- しかし市区町村においては、「既に実施中」（22.8％）は約2割で、「現在検討中」（12.0％）を加えても3割強（34.8％）にすぎない。

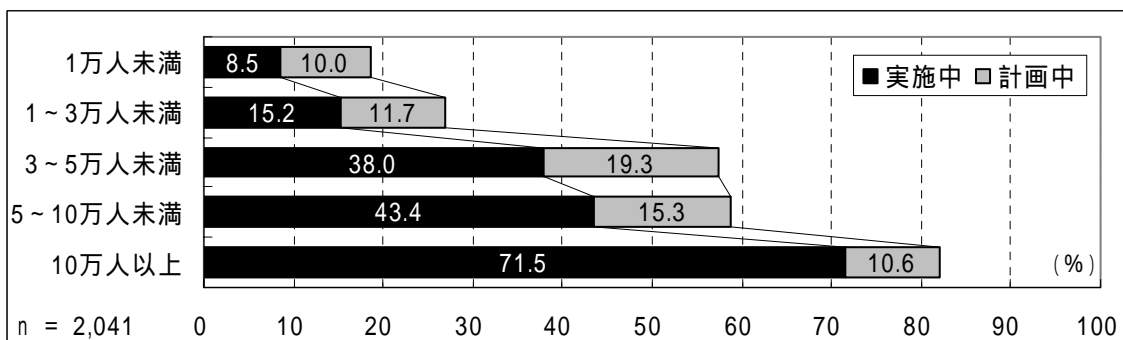
図表3-51 環境NPO等との連携・協働の実施状況（全体＋基本属性）



【市区町村の属性別の特徴】

- 市区町村における環境NPO等との連携・協働の実施状況を人口規模別にみると、規模が大きくなるに従いその実施率も大きく上昇する。「1万人未満」（8.5％）では1割未満であるが、「10万人以上」（71.5％）では7割を超す（図表3-52）。

図表3-52 市区町村における環境NPO等との連携・協働の実施状況（人口別）



(4) 環境NPO等との連携・協働の具体的事例 (問 12-1 : 自由記述)

【都道府県の特徴】

- 環境NPO等との連携・協働について、43都道府県から具体的な実施内容の回答があった。
- 都道府県の環境NPO等との連携・協働において特徴的なことは、二つある。ひとつは環境教育・学習や環境フェア、シンポジウムなどの運営に関する業務委託であり、企画段階から環境NPOなどが参画することも多い。例えば、「環境フェスティバル21(大阪府)」「徳島環境県民の集い-クリーン&グリーンフェア-」等、「宮崎県地球温暖化防止活動推進センター、環境情報センター等の運営」などがある。
- もうひとつの特徴は環境活動の共同実施であり、例えば、「みやぎ環境学習パートナーシップ会議」「彩の国環境パートナーシップ(埼玉県)」「(社)いしかわ環境パートナーシップ県民会議」などがある。また、情報発信・交換の場の充実「環境教育ステークホルダー・ミーティング(岐阜県)」や環境学習への協働や支援がある。
- ユニークな取組としては、新エネルギーであるバイオマスに焦点を当てた「山形県バイオマスネットワーク」や長崎県の「学校版ISO」構築がある。

【政令指定都市の特徴】

- 13政令指定都市の全てから回答があったNPO等との連携・協働については、環境美化・清掃活動やリサイクル活動などの共同開催が多い。例えば、横浜市では各地域の30活動委員会が、ごみの減量やリサイクルの普及啓発に取組み、川崎市では「地域環境保全行動計画の推進」や「地域環境リーダー育成講座の運営」「環境デーのイベント」等への参画が実施されている。
- 千葉市の環境家計簿を活用した「環境シェフ制度(ちば・エコファミリー)」の公募・表彰はユニークな取組である。

【東京23区の特徴】

- 回答のあった東京21区におけるNPO等との連携・協働は、問11-1(住民との連携・協働)と同様に、環境フェアやごみ・清掃の美化活動、リサイクル推進活動、タバコのポイ捨て防止が中心である。
- 環境学習では、大田区の環境啓発イベント「エコフェスタワンダーランド」や世田谷区の「エコライフ講座」、板橋区の「エコポリスセンター」などがある。

【市区町村の特徴】

- 多くの市区町村における環境NPO等との環境保全活動の連携・協働活動は、住民との連携・協働とほぼ同じであり、環境フェア、リサイクル事業、河川・海岸・街頭清掃、フリーマーケット等のイベント開催が中心となっている。
- ユニークな取組には、小学校の環境学習への講座派遣、保育園等での環境人形劇公演、自然観察教室、都市公園の植栽事業、廃食用油の回収などがある。

(5) 環境NPO等の支援・育成の実施状況 (問 13)

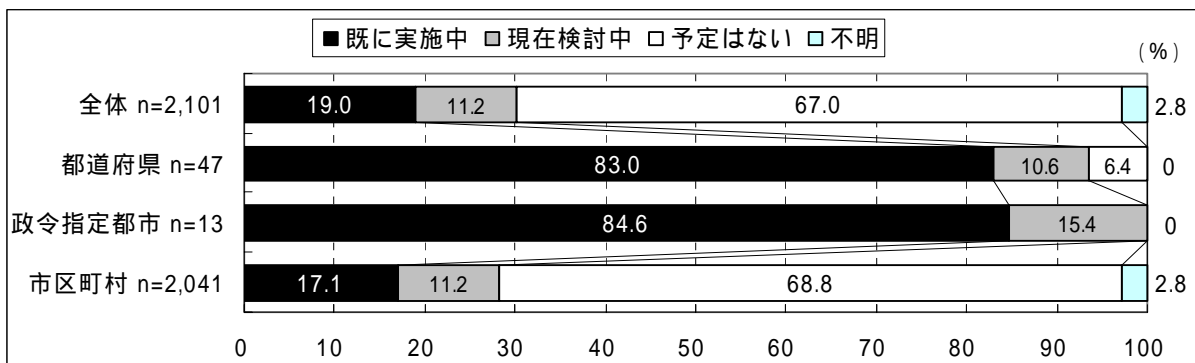
【全体的な傾向】

- 全体的に、環境NPO等の支援・育成（補助金・交付金等の資金援助、活動拠点の提供、施設・資機材の提供等）の取組については、「既に実施中」（19.0％）の団体は2割弱と少なく、「現在検討中」（11.2％）を加えて約3割（30.2％）である（図表 3-53）。

【基本属性別の特徴】

- 環境NPO等の支援・育成について、都道府県で「既に実施中」が83.0％、政令指定都市では84.6％で実施しており、支援・育成はかなり進んでいる。（図表 3-53）。
- 市区町村では、「既に実施中」（17.1％）は2割弱で、「現在検討中」（11.2％）も少ない。

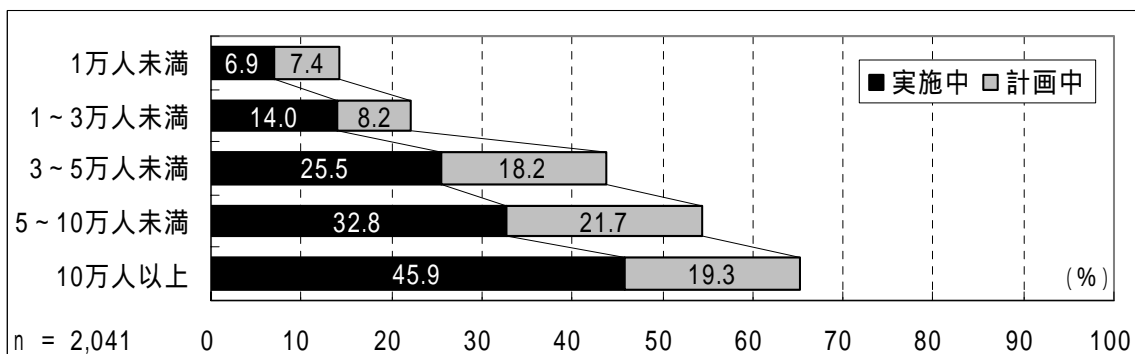
図表 3-53 環境NPO等の支援・育成の実施状況（全体 + 基本属性）



【市区町村の属性別の特徴】

- 市区町村における環境NPO等の支援・育成の実施状況を人口規模別にみると、規模が大きくなるに従い、前述の連携・協働と同様に実施率は大きく上昇する。「1万人未満」（6.9％）では1割未満であるが、「10万人以上」（45.9％）では約半数となる（図表 3-54）。
- なお、「現在計画中」も人口規模とともに増加傾向にある。

図表 3-54 市区町村における環境NPO等の支援・育成の実施状況（人口別）



(6)環境NPO等への支援・育成の具体的事例（問 13-1：自由記述）

【都道府県の特徴】

- 43 都道府県から環境NPO等の支援・育成について、具体的な実施内容の回答があった。
- 都道府県による環境NPO等への支援・育成は、経済的な支援・育成と活動の便宜提供に分かれる。経済的な支援・育成としては、NPO活動のための補助金や助成金の支給制度があり、事例としては、「環境保全活動推進支援事業（福島県）」「NPO活動支援整備基金（群馬県）」「NPO活動支援の基金（埼玉県）」「地域貢献型事業（コミュニティビジネス）支援制度融資（富山県）」「行政・NPO協働事業助成（兵庫県）」「地域活性化活動支援補助金（徳島県、環境に特定せず）」等がある。
- 環境NPO等への便宜提供としては、活動拠点の提供（神奈川県、静岡県、愛知県）「環境情報プラザ（大阪府）」「とくしま県民活動プラザ」の設置、「奈良県ストップ温暖化推進員の会（NASO）」に施設・資機材の提供等がある。環境に関する支援・育成は範囲が大きく、NPOに特定しないとする都道府県が多い。
- 三重県の取組はユニークで、環境NPOが主導する三重環境県民会議に「三重の21世紀環境創造活動支援基金」を出捐し、「環境創造活動助成金」として活用する。

【政令指定都市の特徴】

- 回答のあった11政令指定都市の支援・育成は、助成金の交付と活動のための便宜提供である。前者の事例では、「京（みやこ）エコロジーセンター（京都市）」などがあり、後者事例では、NGOコーナーの設置（大阪市）や環境ミュージアム（環境学習拠点）会議室（北九州市）や「エコルール」として登録しているNPO（福岡市）に対して無償貸与する取組がある。
- ユニークな取組として、神戸市では、環境保全活動を目的に結成される小中学生グループに、会員手帳等のグッズや活動プログラムを提供している。

【東京23区の特徴】

- 回答のあった東京11区におけるNPO等の支援・育成は、都道府県、政令指定都市と同様に助成金の交付と活動のための便宜提供である。どちらかという、活動のための便宜提供に比重が大きい。

【市町村の特徴】

- 多くの市町村における環境NPO等への支援・育成策は、経済的な支援・育成とNPO活動への便宜提供に分けることができる。
- 経済的な支援・育成には、資源リサイクル団体への奨励金や地球温暖化対策ネットワーク、環境国際協力協会への助成、廃油の石けんづくり補助金などのNPO活動のための補助金や助成金の支給制度がある。またNPO条例に基づく環境NPOへの委託や生ごみ堆肥化モデル事業委託もみられる。
- 一方、NPO活動への便宜提供としては、ホームページ上での情報交換の場の提供、環境関連資料の提供、情報化への対応、緑地の維持管理資材の貸与、あるいは環境学習ルームの無償提供や活動拠点の提供が中心である。さらに環境学習リーダーの育成や環境賞の授与、環境NPOサポートセンターの創設、環境団体連絡会の組織化もある。

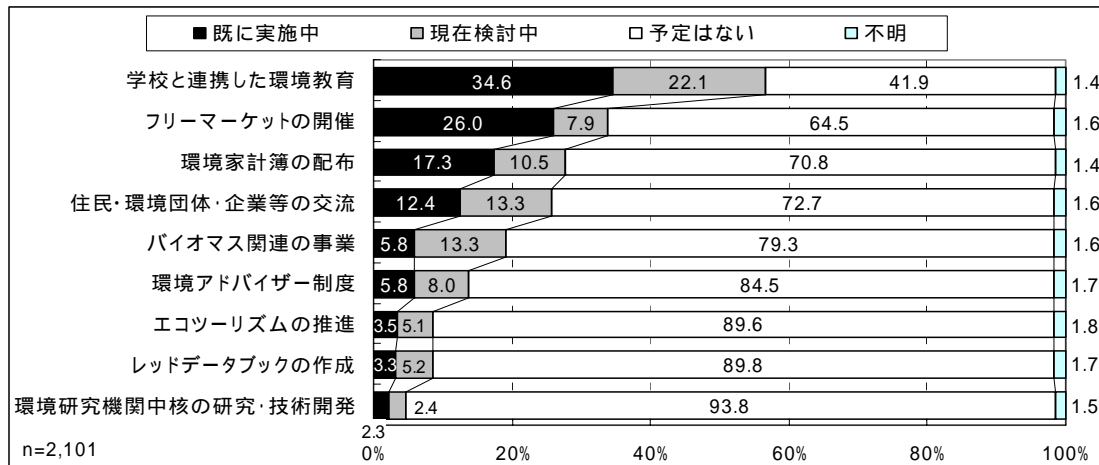
4-3 各主体の自主的な取組の促進策

(1) 各主体の自主的な取組推進の施策（問 14）

【全体的な傾向】

- 前述の施策以外で各主体の自主的な環境保全の取組を促進するための施策としては、全体的に多くはないが、『学校と連携した環境教育』（実施中 34.6%、検討中 22.1%：計 56.7%）や『フリーマーケットの開催』（同 26.0%、7.9%：計 33.9%）を実施する団体が比較的多い（図表 3-55）。
- 次いで、『環境家計簿の配布』（同 17.3%、10.5%：計 27.8%）や『住民・環境団体・企業等の交流』（実施中 12.4%、検討中 13.3%：計 25.7%）が多い。『バイオマス関連の事業』『環境アドバイザー制度』『エコツアーの推進』等の取組は少ない。

図表 3-55 各主体の自主的な取組を推進するための施策（全体）



【基本属性別の特徴】

- 都道府県と政令指定都市での実施率は、ほぼすべての取組項目において高い。その反面、市区町村の実施率は『学校と連携した環境教育』で3割（33.0%）を超えるものの、全項目で低い（図表 3-56）。

図表 3-56 各主体の自主的な取組を推進するための施策（基本属性別）

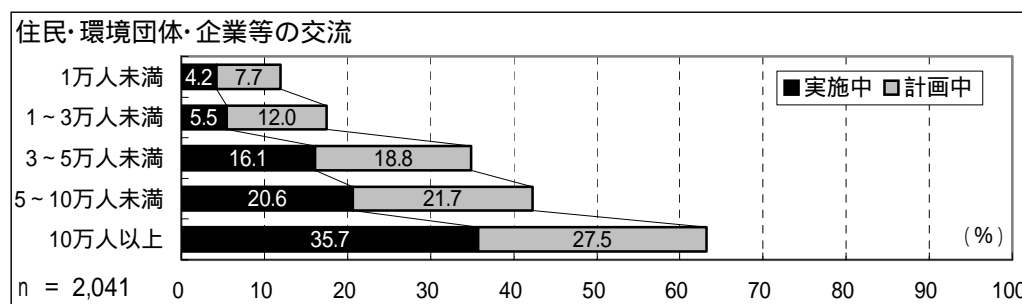
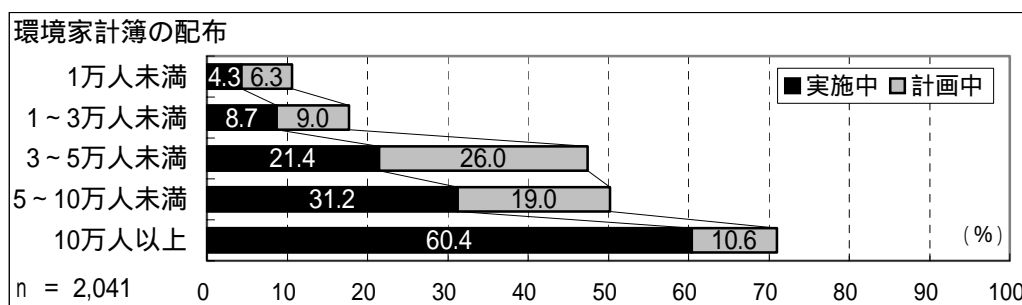
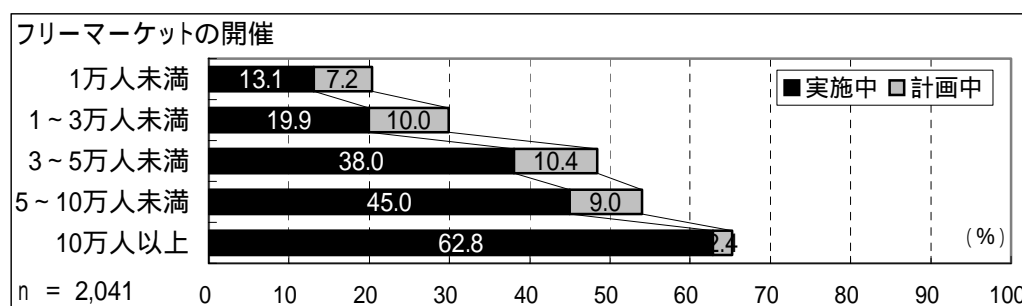
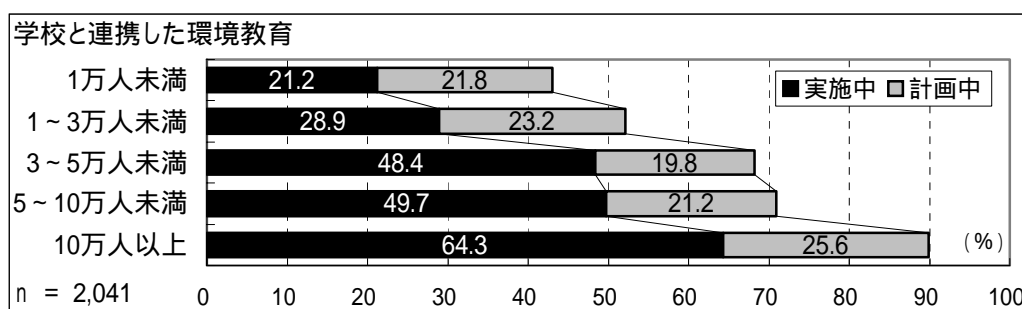
取組項目	都道府県 n = 47		政令都市 n = 13		市区町村 n = 2,041	
	実施中	計画中	実施中	計画中	実施中	計画中
学校と連携した環境教育	85.1	14.9	92.3	7.7	33.0	22.4
フリーマーケットの開催	29.8	6.4	92.3	0.0	25.5	8.0
環境家計簿の配布	78.7	10.6	84.6	7.7	15.5	10.5
住民・環境団体・企業等の交流	83.0	14.9	61.5	15.4	10.4	13.3
バイオマス関連の事業	59.6	34.0	46.2	30.8	4.3	12.7
環境アドバイザー制度	80.9	6.4	46.2	15.4	3.8	8.0
エコツアーの推進	48.9	34.0	30.8	7.7	2.3	4.5
レッドデータブックの作成	89.4	8.5	23.1	7.7	1.2	5.1
環境研究機関中核の研究・技術開発	61.7	10.6	30.8	23.1	0.8	2.1

（注）網掛けは実施率 40%を示す。

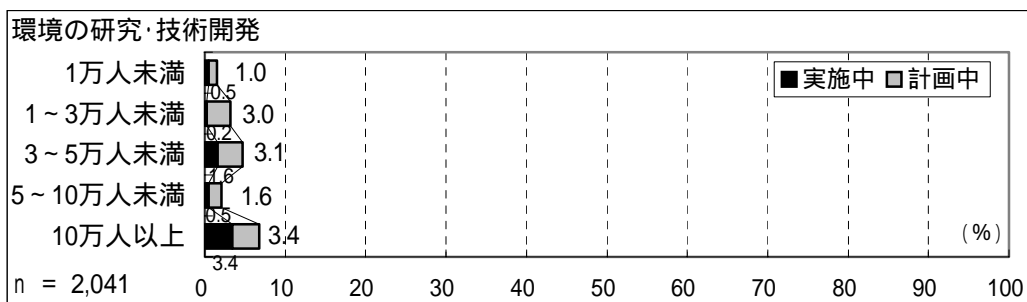
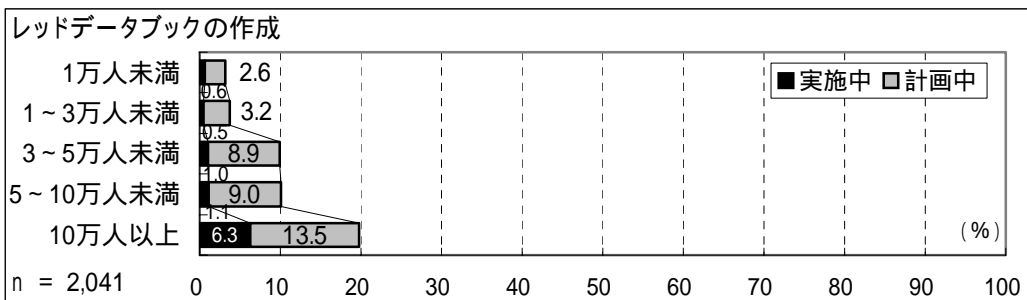
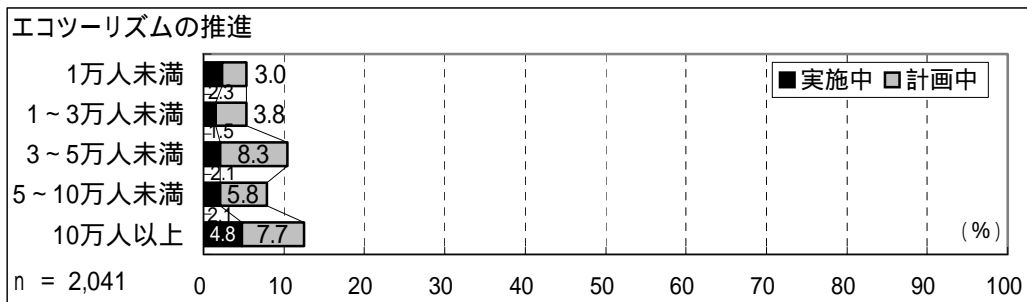
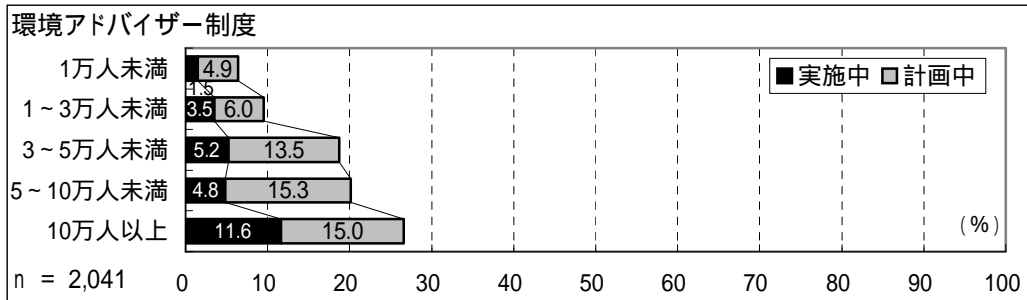
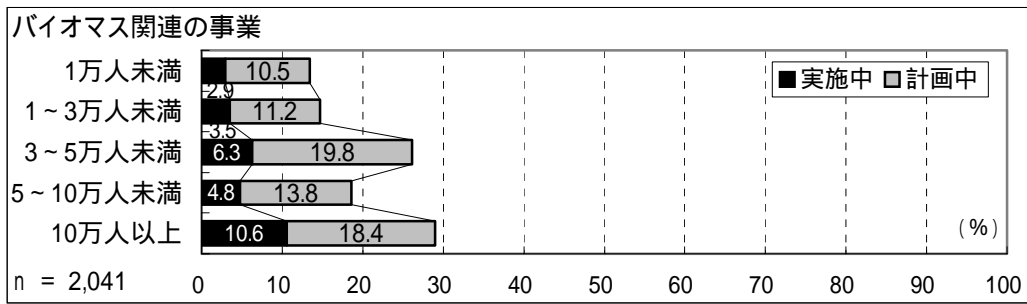
【市区町村の属性別の特徴】

- 各主体の自主的な取組を推進するための施策の9項目について、市区町村の人口規模別にみると、上位4項目の『学校と連携した環境教育』『フリーマーケットの開催』『環境家計簿の配布』『住民・環境団体・企業等の交流』については、人口が多いほど実施率は上昇する傾向が顕著である（図表3-57）。
- 取組率の低い『バイオマス関連の事業』『環境アドバイザー制度』『エコツーリズムの推進』『レッドデータブックの作成』『環境の研究・技術開発』については、人口規模との関係は不明確である（図表3-57）。

図表3-57 市区町村における各主体の自主的な取組を推進するための施策（人口別 その1）



図表 3-57 市区町村における各主体の自主的な取組を推進するための施策（人口別 その2）

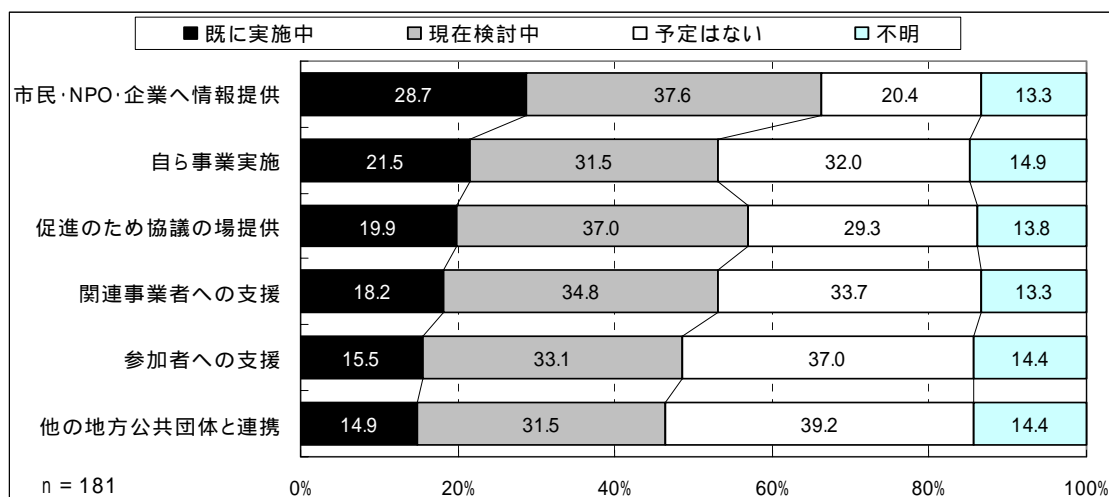


(2) エコツーリズムを推進するための施策(問 14-1)

【全体的な傾向】

- 前問で「エコツーリズムを実施・検討している」と回答した 181 団体を対象とする。エコツーリズムを推進するための施策は、『市民・NPO・企業への情報提供』を実施する団体が約 3 割で最も多く、それ以外の『自ら事業実施』『促進のため協議の場提供』などは 2 割未満である。ただし、「現在検討中」はいずれの項目も 3~4 割となっている(図表 3-58)。

図表 3-58 エコツーリズムを推進するための施策



【基本属性別の特徴】

(注) サンプル数が少ないため分析は行わず、数値(%)のみ記載する。

(1) 市民・NPO・企業への情報提供

(2) 自ら事業実施

(%)

基本属性(n)	実施中	検討中	予定はない	実施中	検討中	予定はない
都道府県(39)	41.0	33.3	17.9	28.2	10.3	53.8
政令指定都市(5)	60.0	20.0	--	40.0	--	40.0
市区町村(137)	24.1	39.4	21.9	19.0	38.7	25.5

(3) 促進のため協議の場提供

(4) 関連事業者への支援

(%)

基本属性(n)	実施中	検討中	予定はない	実施中	検討中	予定はない
都道府県(39)	28.2	23.1	41.0	23.1	25.6	43.6
政令指定都市(5)	20.0	--	60.0	40.0	--	40.0
市区町村(137)	17.5	42.3	24.8	16.1	38.7	30.7

(5) 参加者への支援

(6) 他の地方公共団体との連携

(%)

基本属性(n)	実施中	検討中	予定はない	実施中	検討中	予定はない
都道府県(39)	10.3	17.9	64.1	15.4	23.1	53.8
政令指定都市(5)	40.0	20.0	20.0	20.0	--	60.0
市区町村(137)	16.1	38.0	29.9	14.6	35.0	34.3

【市区町村の属性別の特徴】

